

# 「関西医療情報技師会」 会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会の名称は「関西医療情報技師会（英文は Kansai association of Healthcare Information Technologist）」とし、略称を「Khit」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、福知山公立大学 地域経営学部 医療福祉経営学科内に置く。

(目的)

第3条 本会は、以下を目的とする

1. 医療情報技師として、医療の特質をふまえ、最適な情報処理技術にもとづき、医療情報を安全かつ有効に活用・提供することができる知識・技術および資質の向上を図る。
2. 保健福祉分野でのシステム化にあたり、現状分析に基づいて企画を提案でき、開発、導入、運用の各段階において、適切な手順を理解し、リーダーシップを発揮できる者を育成する。
3. 上記などの活動を通じて医療情報技師としてのスキルを向上させ、医療情報技師の社会的認知度を高め、医療情報技師の地位の確立・向上を図る。
4. 会員相互の親睦を図る。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 関西医療情報技師勉強会(以下、勉強会と称する)の開催。
2. 教育用コンテンツ(e-ラーニング教材、書籍、その他)の作成。
3. ホームページを通じた情報共有、情報発信。
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する初級医療情報技師または上級医療情報技師の資格を有する者であって、原則として関西に在住または勤務する者で、別に定める入会申し込みを行った者をもって本会の会員とする。

(入会金、会費)

第6条 本会の入会金、会費は無料とする。ただし、世話人会において必要と承認された場合、事前に会員に告知して会費を徴収することができる。

#### (会員の権利)

- 第7条 会員は次の権利を有する。
1. 本会の催す各種の学術的会合の通知および参加への便宜の提供。
  2. 本会の運営するメーリングリストへの参加。
  3. 会員専用ホームページへのアクセス。
  4. ホームページ等への投稿。

#### (会員の義務)

- 第8条 会員は次の義務を負う。
1. 第6条において必要とされた会費の納入。
  2. 会の運営への参加(以下のいずれか一つ以上)
    1. 勉強会講師
    2. 教育用コンテンツ(e-ラーニング教材、書籍、その他)の作成
    3. ホームページ、メーリングリストにおける情報発信
    4. その他

#### (会員の入会)

- 第9条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、世話人会の了承を得なければならない。
1. 入会申込書は、本会が運営するインターネット上のウェブサイトを用意するものとする。
  2. 前項の申込があったときには、世話人会において会員資格の認定を行ない、速やかにその結果を通知しなければならない。

#### (会員資格の喪失)

- 第10条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
1. 退会したとき。
  2. 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
  3. 死亡または失踪宣言を受けたとき。
  4. 医療情報技師の資格を喪失したとき。

#### (会員の退会)

- 第11条 退会を希望する会員は、事務局にメールで連絡を行う。
1. 退会する旨のメールを、事務局に送付するものとする。
  2. 前項の申込があったときには、担当世話人において会員情報を削除するものとする。

## 第3章 世 話 人

#### (世話人および会計係、会計監事)

- 第12条
1. 本会の役員として若干名の世話人を置く。
  2. 世話人より会計係、会計監事を各1名選出し、その任期は1年とする。なお、会計係、会計監事の選出は第19条電子的会議の対象から除き、集合して行うこと。

#### (世話人の選出)

- 第13条
1. 世話人は上級医療情報技師の資格を有する者の互選により選出する。
  2. 世話人を追加する場合は、2名以上の世話人の推薦を得たうえで世話人会での承認を得ることとする。

る。

3. なお、世話人の選出は第19条電子的会議の対象から除き、集合して行うこと。

(代表世話人)

第14条 本会は代表世話人をおかず、定期勉強会の当番世話人が世話人会を総括する。

(世話人の退任)

第15条 世話人の退任については、当該世話人の申し出により世話人会で決定する。

## 第4章 世話人会

(世話人会)

第16条 世話人は会員を代表して世話人会を構成し、次の会務について審議し最終議決の権限を有す。

1. 会の運営に関すること。
2. 会員の資格に関すること。
3. 外部団体との交渉に関すること。
4. その他

(世話人会の議長)

第17条 定期世話人会の議長は、定期勉強会担当世話人が務める。臨時世話人会の議長は、次回の定期勉強会担当世話人をもってこれに充てる。

(世話人会の開催)

第18条 本会の世話人会は次の通りとする

1. 定期世話人会: 定期勉強会開催日と同日に開催する(原則年4回)。
2. 臨時世話人会(適宜開催)
3. 電子的会議による世話人会(適宜開催)

(電子的会議の開催)

第19条 世話人会は、集合して行うものの他、インターネット上で電子的に行うことができる。

(世話人会の成立要件)

第20条 世話人は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開き開催することができない。但し、議事について書面もしくは電子メールをもってあらかじめ意思を表明した者は出席者とみなす。

(電子的会議の成立要件)

第21条 世話人会を電子的に行う場合は、議案、議決方法、開催日及び審議期間の提示とともに、電子的会議を開催することを構成員へあらかじめ通知し、書面もしくは電子メールにて参加の意思表示を得ること。すべての構成員の参加の意思が表明されることによって開催できるものとする。但し、参加意思の表明については、無回答の取り扱いも明記すること。

(世話人会の議決)

第22条 世話人の議決は、構成員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって有効とする。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(電子的会議の議決)

第23条 世話人会を電子的に行う場合は、審議期間を開催日から1週間以上とし、すべての構成員の意思が

表明されることによって決するものとする。但し、意思の表明について回答を求める場合は、無回答の取り扱いも明記する。

(議事録並びに議決の開示)

第24条 会議の議事録並びに議決は、本会が運営するホームページまたはメーリングリストで会員に通知する。

## 第5章 勉強会

(定期勉強会の開催)

第25条 定期勉強会は3ヶ月に1回程度開催する。

(定期勉強会の詳細)

第26条 定期勉強会の担当世話人、場所、内容、講師などは世話人間で協議を行い決定する。担当世話人が複数の場合は担当世話人から勉強会代表世話人を選出する。

(定期勉強会の詳細)

第27条 定期勉強会の場所、内容、講師などは世話人間で協議を行い当番世話人が最終決定する。

(定期勉強会の参加費)

第28条 定期勉強会を開催する場合、会場費等別途費用が見込まれる場合は、第6条の規定により参加者から参加費を徴収し費用に充てる。

(定期勉強会の参加資格)

第29条 定期勉強会への参加は、会員以外の者の参加も認める。但し、参加費を徴収する場合には会員とは区別する。

## 第6章 会計

(会の会計処理)

第30条

1. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。
2. 会計監事は、年1回会計監査を行い世話人会で報告し承認を得る。なお、会計監査報告の承認は第19条電子的会議の対象から除き、集合して行うこと。
3. 勉強会参加費で余剰金が生じた場合には、本会の経費に充てることとし、事務局にて会計を担当する。

## 第7章 会則の変更

(会則の変更手続き)

第31条 本会則を変更しようとするときは、世話人会に提案し、その議決を経なければならない。なお、会則の変更は第19条電子的会議の対象から除き、集合して行うこと。

## 第8章 補 則

(会則の発効等)

第32条 本会則は平成21年7月25日より発効する

### 制定・改訂履歴

平成21年7月25日 制定

平成23年1月20日 改訂

平成25年7月1日 改訂

平成29年9月25日 改定